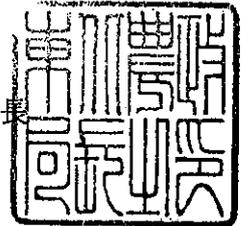




26北計第33号
平成26年4月10日

岩手県知事 殿

東北農政局長



農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱についての一部
改正について

このことについて、別添のとおり農村振興局長から通知があったので、御了知願
います。

なお、貴管内市町村長には、貴職から通知願います。





25農振第2380号
平成26年4月1日

東北農政局長 殿

農村振興局長

農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについての一部改正
について

このことについて、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて（平成24年1月16日付け23農振第2183号農林水産省農村振興局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適切な実施に努められたい。

なお、貴管下の各特定県知事への通知及び各特定県知事から管下特定市町村長への通知依頼については、貴職からお願いする。



○ 農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱いについて（平成24年1月16日付け23農振第2183号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1 【略】</p> <p>第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容 交付要綱別添2の事業の別表に示す事業実施主体及び基本国費率の欄中の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び基本国費率並びに事業メニューごとの要件及び事業内容については、別表の1から3 <u>まで</u>のとおりとする。なお、別表の2の事業実施主体の欄中の事業実施主体別の基準は次のとおりとする。</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 計画主体が指定した者 【略】 なお、参入法人については、次に掲げる要件を満たす法人とする。</p> <p>(1) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う <u>こと</u>又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う <u>ことに係る</u> 目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第3 実施基準</p> <p>1 交付対象事業 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の実施基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1箇所、1施設等の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。 ただし、やむを得ない事情により特に必要があり、かつ、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築、<u>補修</u>等の事業を交付対象とすることができるものとする。 この場合、古品、古材の利用については、次によるものとする。</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。 ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。 イ 原則として温泉水の活用は認めない。 ただし、当該施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当と認められる場合にあってはこの限りではない。なお、計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を整備するに当たっては、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行い、その判断の根拠となった資料を事前点検シートと <u>併せて</u> 公表するものとする。</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水、防災安全施設等利用計画策定になじまない施設等は、この限りでない。 ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市と <u>農山漁村</u> の交流状況の実績及び今後の見込み等</p> <p>イ～エ 【略】</p> <p>(8) 【略】</p> <p>(9) 個人施設、目的外使用の <u>おそれ</u> があるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。</p> <p>(10)～(17) 【略】</p> <p>(18) 別表の1の(3) 地域間交流拠点の整備に記載されている事業メニュー（以下「地域間交流拠点」という。）の整備において、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。 ただし、次のア又はイの場合であって、体験交流機能に加え、必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあってはこの限りではない。 ア <u>子供</u> の農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設の場合。 イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている場合。 また、ア又はイのいずれの場合であっても、次の要件をすべて満たすものとする。 (ア) 一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年 <u>又は</u> 学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。 (イ) 施設を新設する場合には、1計画当たりの宿泊室数が原則として10室以内であること。</p> <p>(19)～(20) 【略】</p>	<p>第1 【略】</p> <p>第2 事業メニューごとの事業実施主体、要件、基本国費率及び事業内容 交付要綱別添2の事業の別表に示す事業実施主体及び基本国費率の欄中の農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び基本国費率並びに事業メニューごとの要件及び事業内容については、別表の1から3のとおりとする。なお、別表の2の事業実施主体の欄中の事業実施主体別の基準は次のとおりとする。</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 計画主体が指定した者 【略】 なお、参入法人については、次に掲げる要件を満たす法人とする。</p> <p>(1) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>第3 実施基準</p> <p>1 交付対象事業 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）の実施基準は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1箇所 <u>又は</u> 1施設等の個々の事業については、単年度に完了することを原則とする。 ただし、やむを得ない事情により特に必要があり、かつ、実施設計書において明確に年度ごとの事業量・事業費の区分を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品、新材の利用による事業のほか、古品、古材の利用による事業を交付対象とすることができるものとする。また、郷土遺産的な建物を保存・活用する場合であって、計画主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築 <u>又は</u> 補修等の事業を交付対象とすることができるものとする。 この場合、古品、古材の利用については、次によるものとする。</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>(4) 【略】</p> <p>(5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。 ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。 イ 原則として温泉水の活用は認めない。 ただし、当該施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当と認められる場合にあってはこの限りではない。なお、計画主体は、温泉水を活用する浴室を含む施設を整備するに当たっては、温泉水活用の必要性、施設の建設及び維持管理コストの比較検討を行い、その判断の根拠となった資料を事前点検シートと <u>あわせて</u> 公表するものとする。</p> <p>(6) 【略】</p> <p>(7) 事業実施主体は、次に掲げる内容を検討した上で、整備する施設等に係る利用計画を策定しなければならない。ただし、簡易給排水、防災安全施設等利用計画策定になじまない施設等は、この限りでない。 ア 地域間交流の拠点となる施設においては、当該地域の交通条件、入込客数、都市との交流状況の実績及び今後の見込み等</p> <p>イ～エ 【略】</p> <p>(8) 【略】</p> <p>(9) 個人施設、目的外使用の <u>恐れ</u> があるもの及び事業効果の少ないものは、交付対象としないものとする。</p> <p>(10)～(17) 【略】</p> <p>(18) 別表の1の(3) 地域間交流拠点の整備に記載されている事業メニュー（以下「地域間交流拠点」という。）の整備において、宿泊施設の整備については、原則として交付金の交付対象外とする。 ただし、次のア又はイの場合であって、体験交流機能に加え、必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備をする場合にあってはこの限りではない。 ア <u>子ども</u> の農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設の場合。 イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えている場合。 また、ア又はイのいずれの場合であっても、次の要件をすべて満たすものとする。 (ア) 一部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年 <u>若しくは</u> 学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。 (イ) 施設を新設する場合には、1計画当たりの宿泊室数が原則として10室以内であること。</p> <p>(19)～(20) 【略】</p>

(21) 別表の1の事業メニュー欄の③暗渠排水、⑤産地振興追加補完整備及び⑥小規模農林地等保全整備で整備する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置付けられているものを地域排水型暗渠排水と称することとし、市町村が所有する場合には、行政財産として適切に管理することとする。

(22) 別表の1の事業メニュー欄の④地域連携販売力強化施設については、農山漁村において、地域内外又は地域間の相互連携等の促進を図り、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で、二年を通して運営され、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。

(23) 本事業により整備された発電施設により発電された電力を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下「固定価格買取制度」という。）により売電を行う場合は、交付金の交付対象としない。ただし、沖縄県、市町村、土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合という。以下この別紙において同じ。）が本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、固定価格買取制度により売電を行う場合にあっては、この限りではない。

2 受益者数

- (1) 【略】
- (2) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に4から8までが掲げられている事業メニューについては、2者以上とするものとする。
- (3) 【略】

第4 活性化計画の添付書類等

- 1 【略】
- 2 公表

交付要綱別添2の事業第4の1の(3)の計画主体による公表は、特定市町村又は関係特定都道府県での縦覧、インターネットのウェブサイト、広報誌への掲載等により行うものとする。

第5 事業の施行

1 事業の実施

- (1)・(2) 【略】
- (3) 地元負担金の調達
地元負担金（分(負)担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は土地改良区等にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農林漁業者等の組織する団体等にあっては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。
なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。
- (4) 【略】
- (5) 交付対象事業の着手

ア 【略】
イ 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の4の規定により交付決定前に着手する場合、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体に対して事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、計画主体は、事業実施主体が交付決定前に着手した場合には、交付申請書（交付要綱の別記様式第1号をいう。）の記の2の様式Iの備考欄に着工予定年月日、交付決定前着工申請書の日付及び文書番号を記載するものとする。

2 施行方法

- (1) 施行方法
交付対象事業は次の(2)から(5)までに掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとする。
- (2)・(3) 【略】
- (4) 委託施行
委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。
また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査、引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

- (5) 【略】

3 【略】

第6 【略】

第7 事業完了に伴う手続

- 1・2 【略】

(21) 別表の1の事業メニュー欄の③暗きよ排水、⑤産地振興追加補完整備及び⑥小規模農林地等保全整備で整備する暗きよ排水のうち、市町村、又は土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法第42条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけられているものを地域排水型暗きよ排水と称することとし、市町村が所有する場合には、行政財産として適切に管理することとする。

(22) 別表の1の事業メニュー欄の④地域連携販売力強化施設については、農山漁村において、地域内外又は地域間の相互連携等の促進を図り、生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で、1年を通して運営され、継続的に雇用と所得を生み出し、6次産業化と女性参画の促進に寄与するものであること。

【新設】

2 受益者数

- (1) 【略】
- (2) (1)の規定にかかわらず、別表の1の要件類別欄に4から8が掲げられている事業メニューについては、2者以上とするものとする。
- (3) 【略】

第4 活性化計画の添付書類等

- 1 【略】
- 2 公表

交付要綱別添2の事業第4の1の(3)の計画主体による公表は、特定市町村又は関係特定都道府県での縦覧、インターネットのウェブサイト、又は広報誌への掲載等により行うものとする。

第5 事業の施行

1 事業の実施

- (1)・(2) 【略】
- (3) 地元負担金の調達
地元負担金（分(負)担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は土地改良区等にあっては、それぞれの関係法規の定めるところ等により、農林漁業者等の組織する団体等にあっては、関係者の総会によって議決等して行うものとする。
なお、地元負担金の調達にあっては適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けて、これに当てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。
- (4) 【略】
- (5) 交付対象事業の着手

ア 【略】
イ 東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け内閣府・各府省連名。以下「制度要綱」という。）第8の4の規定により交付決定前に着手する場合、計画主体（事業実施主体である計画主体を除く。）は、事業実施主体に対して事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。

なお、計画主体は、事業実施主体が交付決定前に着手した場合には、交付申請書（交付要綱の別記様式第1号をいう。）の記の2の様式Iの備考欄に着工予定年月日、及び交付決定前着工申請書の日付及び文書番号を記載するものとする。

2 施行方法

- (1) 施行方法
交付対象事業は次の(2)から(5)に掲げるとおり直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとする。
- (2)・(3) 【略】
- (4) 委託施行
委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。
また、委託施行とする場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査、及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

- (5) 【略】

3 【略】

第6 【略】

第7 事業完了に伴う手続

- 1・2 【略】

- 3 その他関係法規に基づく手続
事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第8 【略】

第9 施設等の管理

- 【略】
- 1 【略】
- 2 管理方法
(1)～(3) 【略】
(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- 3 【略】
- 4～6 【略】
- 7 増築等に伴う手続
(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
(2) 【略】
- 8 【略】

第10～第12 【略】

(別表)

1 事業メニューごとの実施要件

事業名	事業メニュー	要件類別						
(1) 生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）								
基盤整備	①～② 【略】	【略】						
	③暗渠排水	4						
	④～⑮ 【略】	【略】						
生産機械施設	【略】	【略】						
処理加工・主出荷貯蔵施設	【略】	【略】						
新規就業者技術習得管理施設	【略】	【略】						
(2)～(3) 【略】								
(4) その他省令で定める事業（法第5条第2項第2号ニ）								
【略】	【略】	【略】						
地域住民活動支援促進施設	㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	2 2	2 3	2 6				
	㉕健康管理等情報連絡施設	2 2						
	㉖船舶離発着施設	2 6						
	㉗集落拠点強化施設	2 7						
【略】	【略】	【略】						

2 要件類別

要件類別	事業実施主体	基本国費率	要件
1～2	【略】	【略】	【略】
3	特定市町村、土地改良区、農業協同組合、 <u>農地中間管</u>	【略】	【略】

- 2 その他関係法規に基づく手続
事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、又は建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第8 【略】

第9 施設等の管理

- 【略】
- 1 【略】
- 2 管理方法
(1)～(3) 【略】
(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- 3 【略】
- 4～6 【略】
- 7 増築等に伴う手続
(1) 事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築又は模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめその旨を文書により、計画主体に届け出るものとする。
(2) 【略】
- 8 【略】

第10～第12 【略】

(別表)

1 事業メニューごとの実施要件

事業名	事業メニュー	要件類別						
(1) 生産基盤及び施設の整備（法第5条第2項第2号イ）								
生産基盤	①～② 【略】	【略】						
	③暗きょ排水	4						
	④～⑮ 【略】	【略】						
生産機械施設	【略】	【略】						
処理加工・主出荷貯蔵施設	【略】	【略】						
新規就業者技術習得管理施設	【略】	【略】						
(2)～(3) 【略】								
(4) その他省令で定める事業（法第5条第2項第2号ニ）								
【略】	【略】	【略】						
地域住民活動支援促進施設	㉔高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	2 2	2 3	2 6				
	㉕健康管理等情報連絡施設	2 2						
	㉖船舶離発着施設	2 6						
	㉗集落拠点強化施設	2 7						
【略】	【略】	【略】						

2 要件類別

要件類別	事業実施主体	基本国費率	要件
1～2	【略】	【略】	【略】
3	特定市町村、土地改良区、農業協同組合、 <u>農地保有合</u>	【略】	【略】

	<p>理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下、この別表において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体</p> <p>ただし、別表の3に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>			<p>理化法人（一般社団法人又は一般財団法人で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別表において「基盤強化法」という。）第4条第2項の規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）、農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）、特定地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体</p> <p>ただし、別表の3の要件類別4の欄に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。</p>		
4	<p>特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、<u>農地中間管理機構</u>、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p>	【略】	<p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の<u>暗渠</u>排水、④の客土、⑤の区画整理のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手（別表の3に定める基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（<u>農地中間管理機構</u>において地域の中心となる経営体に位置付けられたもの）をいう。以下この別表において同じ。）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること。</p> <p>2 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の<u>暗渠</u>排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</p> <p>ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の<u>暗渠</u>排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。）の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。）が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。</p> <p>①～⑤ 【略】</p> <p>3 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の<u>暗渠</u></p>	4	<p>特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、<u>農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、</u>農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p>	<p>【略】</p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、別表の3に定める要件に該当するものであること。</p> <p>1 別表の1の事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の<u>暗きよ</u>排水、④の客土、⑤の区画整理のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手（別表の3に定める基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられた<u>経営体</u>をいう。以下この別表において同じ。）への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること。</p> <p>2 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の<u>暗きよ</u>排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。</p> <p>ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の<u>暗きよ</u>排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。）の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。）が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。</p>

			排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（別表の3に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付決定時において50%以上の場合にあっては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。 4 【略】			①～⑤ 【略】 3 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗き上排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等（別表の3に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。）の面積の合計面積の割合が6%以上（ただし、担い手農地利用集積率が交付決定時において50%以上の場合にあっては、3%以上）となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。 4 【略】
5	特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、 <u>農地中間管理機構</u> 、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、別表の3に定める場合にあっては、その定めるところによるものとする。	【略】	【略】	5	特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、 <u>農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）</u> 、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、別表の3に定める場合にあっては、その定めるところによるものとする。	【略】
6	特定都道府県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、 <u>農地中間管理機構</u> 、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、事業の内容ごとに別表の3に定めるものとする。	【略】	【略】 1 【略】 (1)～(2) 【略】 <u>(3) 【削る】</u>	6	特定都道府県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、 <u>農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）</u> 、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、事業の内容ごとに別表の3に定めるものとする。	【略】 1 【略】 (1)～(2) 【略】 <u>(3) 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において単に「促進計画」という。）に定める目標年度までに基盤整備地区内に別表の3に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が一以上育成されることが確実に見込まれること。</u> 2 要件類別欄の4の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書きによるものを除く。）により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。 (1) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手の経営等農用地のうち、別表の3に定める <u>集約化</u> 要件を満たす農用地面積の割合が次のとおり増加することが見込まれること。 ア 交付決定時13%未満の場合にあっては、20%以上となること。 イ 交付決定時13%以上35%未満の場合にあっては、7%ポイント以上増加すること。 ウ 交付決定時35%以上38.5%未満の場合にあっては、42%以上となること。 エ 交付決定時38.5%以上63%未満の場合にあっては、3.5%ポイント以上増加すること。 オ 交付決定時63%以上66.5%未満の場合にあっては、66.5%以上となること。 カ 交付決定時66.5%以上の場合にあっては、これらの担い手への <u>集約化</u> が図られること。 (2) 促進計画に定める目標年度までに基盤整備地区内に高度経営体が一以上育成されることが確実に見込まれること。

			3 要件類別欄の4の要件欄の3若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の2（同要件ただし書きのイによるものに限る。）若しくは要件欄の5により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（ <u>農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜第2231号農林水産省生産局長通知）第1-1の4</u> に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。）を踏まえて実施すること。
7	【略】	【略】	1 受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に農地整備事業等（農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の <u>第2の1～5</u> 、別紙3-1の第2の5又は6に規定する事業、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21生畜第2045号農林水産省生産局長・21林整計第336号農林水産省林野庁長官・21水港第2724号農林水産省水産庁長官通知）別紙1-1の第3の1～4、別紙4-1の第2の5又は6に規定する事業、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業をいう。ただし、区画整理事業を実施するものに限る。）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤の区画整理に着手することが確実と見込まれること。 2 【略】
8	特定市町村、農業協同組合、土地改良区、 <u>農地中間管理機構</u> 、土地改良事業団体連合会、農業委員会、その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号）第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下この別表において単に「計画主体が指定した者」という。）	【略】	【略】
9 ～ 26	【略】	【略】	【略】
27	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、 <u>農業協同組合</u> 、 <u>農業協同組合連合会</u> 、 <u>土地改良区</u> 、 <u>森林組合</u> 、 <u>森林組合連合会</u> 、 <u>漁業協同組合</u> 、 <u>漁業協同組合連合会</u> 、 <u>農林漁業者等の組織する団体</u> 、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者又は計画主体が指定した者	【略】	1 <u>対象地域は、五法指定地域等とし、別表の3に定めるものとする。</u> 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
28	【略】	【略】	1 本要件類別に該当する事業のために生産される <u>新用途米穀は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項</u> の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 【略】
29 ～	【略】	【略】	【略】

			3 要件類別欄の4の要件欄の3若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の5の要件欄の2（同要件ただし書きのイによるものに限る。）若しくは要件欄の5により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（ <u>耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第4の1</u> に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。）を踏まえて実施すること。
7	【略】	【略】	1 受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に農地整備事業等（農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の <u>第2</u> 、別紙3-1の第2の5又は6に規定する事業、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21農振第2454号農林水産省農村振興局長・21生畜第2045号農林水産省生産局長・21林整計第336号農林水産省林野庁長官・21水港第2724号農林水産省水産庁長官通知）別紙1-1の第3の1～4、別紙4-1の第2の5又は6に規定する事業、農業水利施設保全合理化事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知）第2の1に規定する事業をいう。ただし、区画整理事業を実施するものに限る。）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤の区画整理に着手することが確実と見込まれること。 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
8	特定市町村、農業協同組合、土地改良区、 <u>農地保有合理化法人</u> 、土地改良事業団体連合会、農業委員会、その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号）第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者（以下この別表において単に「計画主体が指定した者」という。）	【略】	【略】
9 ～ 26	【略】	【略】	【略】
27	特定都道府県、特定市町村、特定地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、特定地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者、NPO法人又は計画主体が指定した者	【略】	1 <u>整備する施設は、事業実施主体が所有又は使用権を有し、新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものであること。</u> 2 その他別表の3に定める要件に該当するものであること。
28	【略】	【略】	1 本要件類別に該当する事業のために生産される <u>新規需要米は、生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総食第1050号農林水産省総合食料局長通知）第5の1に基づく事前確認を受けて適当と認められた生産製造連携事業計画（案）</u> （米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号） <u>第3条第1項</u> に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成21年農林水産省告示第1112号）の公表前に適当と認められたものに限る。） <u>又は同法第5条第3項</u> の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 【略】
29 ～	【略】	【略】	【略】

3 要件類別ごとの要件等

要件 類別	要件等												
1	【略】												
2	<p>1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、別表の1の要件類別欄に2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設</td> <td> 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子供</u>たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子供</u>たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子供</u>たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子供</u>たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子供</u>たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 【略】</p> <p>3 要件 (1)～(4)【略】 (5) 1の表の事業メニュー欄の㊧宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。 ア 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での<u>子供</u>たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。 イ 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、<u>子供</u>たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れのうち母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。 ウ 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、<u>子供</u>たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量でかつ、既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。</p>	事業メニュー	事業の内容	【略】	自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子供</u> たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子供</u> たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子供</u> たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子供</u> たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子供</u> たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備							
事業メニュー	事業の内容												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子供</u> たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子供</u> たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子供</u> たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子供</u> たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子供</u> たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備												
3	1 事業内容 【略】												

3 要件類別ごとの要件等

要件 類別	要件等												
1	【略】												
2	<p>1 事業内容 本要件類別に該当する事業の内容は、美しい自然及び農山漁村景観を保全・再生することを趣旨とし、別表の1の要件類別欄に2が掲げられている事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとす。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設</td> <td> 散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子ども</u>たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子ども</u>たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子ども</u>たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子ども</u>たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子ども</u>たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 【略】</p> <p>3 要件 (1)～(4)【略】 (5) 1の表の事業メニュー欄の㊧宿泊体験活動受入拠点施設の整備に当たっては、次によるものとする。 ア 施設の整備については、地域が一体となって受入地域協議会を設立し、小学校1学年規模での<u>子ども</u>たちを対象とした宿泊体験活動を行うものであること。 イ 事業の内容欄の(2)離れ、蔵、土蔵等改修については、<u>子ども</u>たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合における必要最低限の新設・改修に限る。ただし、離れのうち母屋と廊下で繋がっている場合にあつては、廊下の改修を除く。 ウ 事業の内容欄の(3)宿泊体験活動施設整備については、<u>子ども</u>たちを受け入れるために必要となる施設のうち母屋にある既存の施設を改修するのではなく、宿泊させる子供の人数に見合った数量でかつ、既存の場所以外の場所に増設をするものに限る。また、消防用施設等については、消防法（昭和23年法律第186号）第17条及び条例で義務付けられている施設等に限る（ただし、規制緩和により義務付けを緩和されているものについては、この限りではない。）。</p>	事業メニュー	事業の内容	【略】	自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子ども</u> たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子ども</u> たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子ども</u> たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子ども</u> たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子ども</u> たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備							
事業メニュー	事業の内容												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
【略】	【略】												
自然環境等活用交流学習施設 ㊦自然環境保全・活用施設 ㊧宿泊体験活動受入拠点施設	散策道、案内板、駐車場等簡易な施設、電線の埋設等及びこれらの附帯施設の整備 <u>子ども</u> たちの農山漁村宿泊体験に必要な次に掲げる施設等整備 (1) 廃校・廃屋等改修 <u>子ども</u> たちを受け入れるために必要となる廃校・廃屋の改修・移設及びこれらの附帯施設の整備 (2) 離れ、蔵、土蔵等改修 <u>子ども</u> たちを受け入れるために、離れ、蔵、土蔵等を宿泊体験活動受入拠点施設として活用する場合におけるトイレ、風呂、ユニットバス、手洗い場、必要に応じて消防用施設等の整備 (3) 宿泊体験活動施設整備 <u>子ども</u> たちを受け入れるために必要となるトイレ、風呂、ユニットバス、台所、洗面所、消防用施設等の整備 (4) 安全確保施設 <u>子ども</u> たちの安全を確保するために必要な安全灯、転落防止柵等の整備												
3	1 事業内容 【略】												

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等保管保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗渠排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 暗渠の新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討

2 【略】

3 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、特定市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、特定市町村、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体とする。

4 要件 【略】

4 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ①～② 【略】	【略】
③暗渠排水	暗渠の新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗渠を含む。）
④～⑧ 【略】	【略】

2 要件

(1)～(4) 【略】

(5) 別表の2の要件類別4の要件欄の3の別表の3に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（2の（2）に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プラン（人・農地プランと関連施策の連携について（平成25年6月28日付け25経営第1044号農林水産事務次官依命通知）第2の「人・農地プラン」をいう。以下この別表において同じ。）において地域の中心となる経営体に位置付けられた経営体をいう。以下この別表において「中心経営体」という。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

イ 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下この別表において「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地

ウ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、基盤整備地区に係る農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第6条第1項の規定に基づき活性化計画を農林水産大臣に提出する時点（以下この別表において「提出時点」という。）において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等保管保全整備 ⑥小規模農林地等保全整備 (1)農業用排水施設 (2)農道 (3)暗きよ排水 (4)客土 (5)土壌改良 (6)農用地保全 (7)遊休農地活用促進支援	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための土地条件整備に必要な次の整備 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 農道、農道橋、軌道等の新設又は改良 完全暗きよの新設又は変更 客土（混層耕を含む。）、心土破碎及び畑地の層厚調整工 酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等 障害物の撤去、深耕、整地、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、不要木の除去及び跡地の整地 (1)～(6)の事業により復旧した農地について営農が開始された後、遊休農地の再発防止のための計画策定とフォローアップ及び対象農地の土壌診断や営農等に関する検討

2 【略】

3 事業実施主体

(1) 1の表の事業メニュー欄の事業については地方公共団体及び農業協同組合以外の者で農地を所有していない者（以下この要件類別において「特定開設者」という。）が市民農園の開設主体となる場合の事業実施主体は、特定市町村、農地保有合理化法人（一般社団法人又は一般財団法人で基盤強化法第4条第2項農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号の農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。）とする。ただし、特定開設者を構成員に含む農林漁業者等の組織する団体が事業実施主体となって整備を実施する場合はこの限りではない。

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑥小規模農林地等保全整備の(7)遊休農地活用促進支援の事業実施主体は、特定市町村、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体とする。

4 要件 【略】

4 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ①～② 【略】	【略】
③暗きよ排水	完全暗きよの新設又は変更（地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成した地域水田農業ビジョンをいう。以下この別表において同じ。）に基づくものにあつては、補助暗きよを含む。）
④～⑧ 【略】	【略】

2 要件

(1)～(4) 【略】

(5) 別表の2の要件類別4の要件欄の3の別表の3に定める農地とは次のアからウまでのいずれかに該当するものとし、イ又はウの要件を満たすかどうかは、農地所有者等の自らの申告に加え、経営状況、後継者の有無、地域内における担い手（2の（2）に規定する基準に適合する農業者若しくは農業者の組織する団体又は人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体に位置付けられた経営体をいう。以下この別表において同じ。）の状況、当該農地の生産性等を総合的に勘案して、市町村長が判断するものとする。

ア 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

イ 現に耕作の目的に供されていないが、新たな農地所有者又は使用収益権者（以下「農地所有者等」という。）によって耕作されるまでの間、周辺への悪影響等の観点から土地管理が行われている農地

ウ 現に耕作の目的に供されている農地であつて、基盤整備地区に係る農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第6条第1項の規定に基づき活性化計画を農林水産大臣に提出する時点（以下この別表において「提出時点」という。）において、事業完了年度の翌年度までに当該農地における耕作を止

める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

5 【略】

6 1 事業内容
 本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1) 高度土地利用調整支援 ア 指導支援	土地利用調整及び農地の利用集積又は集約化を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援又は(4)の耕地利用高度化推進支援に関する助言又は指導
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動 (エ) 農業機械の利用再編に関する活動 (オ) 地域農業改良普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (カ) その他農用地流動化に関する調査・調整活動
(2) 中心経営体集積促進支援	中心経営体への農地の利用集積に向けた促進支援
(3) 【削る】	【削る】
(3) 耕地利用高度化推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗きよの効果を高める補助的な暗渠の施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
(4) 耕作放棄地解消支援 ア 指導支援	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援又は(6)の耕作放棄地活用推進支援に関する助言又は指導 (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修 (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 関係機関との調整活動

める見込みの農地所有者等が耕作する農地であり、かつ、当該農地所有者等に代わる者による耕作が行われる見込みのない農地

5 【略】

6 1 事業内容
 本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援の事業内容は、基盤整備と一体的な実施による水田・畑作経営所得安定対策の対象者等の育成、農地の利用集積等の推進及び耕作放棄地解消・発生防止に対して支援することとし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑫農業経営高度化等支援 (1) 高度土地利用調整支援 ア 指導支援	土地利用調整及び農地の利用集積又は面的集積を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業及び関連施策の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援又は(4)の耕地利用高度化推進支援に関する助言又は指導
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 農用地流動化についての関係機関との調整活動 (エ) 農業機械の利用再編に関する活動 (オ) 地域農業改良普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (カ) その他農用地流動化に関する調査・調整活動
(2) 高度経営体集積促進支援	高度経営体（別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の高度経営体をいう。以下この要件類別において同じ。）への農地の利用集積に向けた促進支援
(3) 高度経営体面的集積促進支援	高度経営体への農地の面的集積に向けた促進支援
(4) 耕地利用高度化推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗きよの清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗きよの効果を高める補助的な暗きよの施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明きよの施工 (オ) 補助的な暗きよ施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動
(5) 耕作放棄地解消支援 ア 指導支援	土地利用調整及び耕作放棄地解消を推進するために行う普及・指導活動とし、次のとおりとする。 (ア) 本要件類別に該当する事業の啓発普及 (イ) 本要件類別に該当する事業の実施状況の確認及び報告 (ウ) 本要件類別に該当する事業の総合的な実施のための関係機関との調整 (エ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合が行うイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援又は(6)の耕作放棄地活用推進支援に関する助言又は指導 (オ) 市町村、土地改良区又は農業協同組合に対して行う耕作放棄地解消・発生防止のための技術研修 (カ) 耕作放棄地解消・発生防止の取組を広めるための調査・普及活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止に関する指導等の活動
イ 調査・調整支援	(ア) 関係農家、耕作放棄地所有者及び新規参入者の意向調査活動 (イ) 土地利用調整活動 (ウ) 関係機関との調整活動 (エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

	(エ) 新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催 (オ) 農業機械の利用再編に関する活動
ウ 技術支援	(カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止についての調査・調整活動 (ク) 数人施行としての合意形成を図るための活動 (ケ) 数人施行としての規約の作成及び土地改良法手続に関する指導 (コ) 実施主体として事業推進に必要な事務手続等に関する指導
エ 営農支援	(カ) その他数人施行を実施するための技術的な支援 (キ) 導入作物等に関する営農指導・助言 (ク) 初期投資及び営農リスク等に対する支援 (コ) その他営農面での支援
(5) 耕作放棄地集約化促進支援	耕作放棄地（要件類別欄4の要件等欄の2の（5）のアに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手への集約化に向けた促進支援
(6) 耕作放棄地活用推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗渠の清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗渠の効果高める補助的な暗渠の施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 (オ) 補助的な暗渠施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備 (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理 (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備 (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

2 事業実施主体

- (1) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のイの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(2)の中心経営体集積促進支援（以下この要件類別において「中心経営体集積促進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村又は土地改良区とする。

(4) 【削る】

- (4) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(3)の耕地利用高度化推進支援（以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(4)のイの指導支援の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (6) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(4)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

- (7) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(5)の耕作放棄地集約化促進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地集約化促進支援」という。）の実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (8) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(6)の耕作放棄地活用推進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支援」という。）の事業実施主体は、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別6の基本国費率欄の別表の3に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち(4)耕作放棄地解消支援又は(6)耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区（別表の2の要件類別6の要件欄の基盤整備地区をいう。(2)、(6)及び(9)において同じ。）において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。

① 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において「促進計画」という。）

	(オ) 農業機械の利用再編に関する活動 (カ) 普及指導センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動 (キ) その他耕作放棄地解消・発生防止についての調査・調整活動 (ク) 数人施行としての合意形成を図るための活動 (ケ) 数人施行としての規約の作成及び土地改良法手続に関する指導 (コ) 実施主体として事業推進に必要な事務手続等に関する指導 (カ) その他数人施行を実施するための技術的な支援 (キ) 導入作物等に関する営農指導・助言 (ク) 初期投資及び営農リスク等に対する支援 (コ) その他営農面での支援
ウ 技術支援	
エ 営農支援	
(6) 耕作放棄地面的集積促進支援	耕作放棄地（要件類別欄4の要件等欄の2の（5）のイに規定する農地をいう。以下この要件類別において同じ。）の担い手への面的集積に向けた促進支援
(7) 耕作放棄地活用推進支援	(ア) 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 (イ) 効果的な地下水管理のための暗きよの清掃・被覆材の入替え (ウ) 暗きよの効果高める補助的な暗きよの施工 (エ) 表流水の迅速な排除のための額縁明きよの施工 (オ) 補助的な暗きよ施工機具等の共同利用体制の整備 (カ) 転作後に必要な田面整地作業 (キ) 新たな営農展開や経営拡大を促進するための追加・補助的な整備 (ク) 担い手の確保までの間に暫定的に行う農地の維持・管理 (ケ) 事業による耕作放棄地の解消効果を普及するための実証整備 (コ) その他耕作放棄地の解消及び発生防止に必要な条件整備等

2 事業実施主体

- (1) 1の表の事業メニュー欄の(1)のイの指導支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整指導支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (2) 1の表の事業メニュー欄の(1)のイの調査・調整支援（以下この要件類別において「高度土地利用調整調査・調整支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区又は農業協同組合とする。
- (3) 1の表の事業メニュー欄の(2)の高度経営体集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体集積促進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。

(4) 1の表の事業メニュー欄の(3)の高度経営体面的集積促進支援（以下この要件類別において「高度経営体面的集積促進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。

- (5) 1の表の事業メニュー欄の(4)の耕地利用高度化推進支援（以下この要件類別において「耕地利用高度化推進支援」という。）の事業実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (6) 1の表の事業メニュー欄の(5)のイの指導支援の事業実施主体は、特定都道府県とする。
- (7) 1の表の事業メニュー欄の(5)のイの調査・調整支援、ウの技術支援及びエの営農支援の事業実施主体は、特定都道府県、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。
- (8) 1の表の事業メニュー欄の(6)の耕作放棄地面的集積促進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地面的集積促進支援」という。）の実施主体は、特定都道府県又は特定市町村とする。
- (9) 1の表の事業メニュー欄の(7)の耕作放棄地活用推進支援（以下この要件類別において「耕作放棄地活用推進支援」という。）の事業実施主体は、特定市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者とする。

3 基本国費率

別表の2の要件類別6の基本国費率欄の別表の3に定める場合とは、1の表の事業メニュー欄の⑫農業経営高度化等支援のうち(5)耕作放棄地解消支援又は(7)耕作放棄地活用推進支援を行う場合とする。

4 要件

- (1) 本要件類別に該当する各事業の実施に当たっては、基盤整備地区（実施要領別表の2の要件類別8の要件欄の基盤整備地区をいう。(2)、(6)及び(9)において同じ。）において、次のいずれかの計画が策定されている場合に限ることとする。

① 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（農業競争力強化基盤整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長・24生畜2231号農林水産省生産局長通知）別紙1-1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において「促進計画」という。）

② 市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-1の第4の4に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。（以下この別表において「整備基本構想」という。））

(2) 1の表の事業メニュー欄の⑫の(1)から(3)までに該当する事業は、次のアからキまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。

なお、1の表の事業メニュー欄の⑫の(2)の事業は別表の2の要件類別6の要件欄の1を、⑫の(3)の事業は同要件欄の2を満たすこととし、そのいずれかの場合に限り実施することができるものとする。

ア～オ 【略】

カ～ケ【削る】

コ 本事業の使途基準は、第11の1の(4)に準ずるものとする。

サ 別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の別表の3に定める集約化要件とは、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ha、都府県では1ha以上のまとまりを有するものをいう。

また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (イ) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (ウ) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (エ) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (オ) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (カ) その他、本事業の趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

(3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等（別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。）の完了後も行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、別表の2の要件類別8の要件欄の2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地のうち集約化要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。

(4) 【略】

(5) 【略】

(6) 中心経営体集積促進支援は、次によるものとする。

ア 生産基盤整備事業等の受益面積に対する促進計画に定める目標年度の中心経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この要件類別において「中心経営体集積率」という。）が35%以上となること。

イ 本事業の実施に当たっては、中心経営体の育成及び中心経営体への農地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ウ 中心経営体集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、行うものとする。

エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

- (ア) 中心経営体集積率が35%以上45%未満の場合にあっては、0.035
- (イ) 中心経営体集積率が45%以上55%未満の場合にあっては、0.045
- (ウ) 中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあっては、0.055
- (エ) 中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあっては、0.065

② 市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。（以下この別表において「整備基本構想」という。））

(2) 本要件類別の事業メニュー⑫の(1)から(4)までに該当する事業は、次のアからサまでによるほか、(3)から(8)まで及び(13)により実施するものとする。

なお、⑫の(2)の事業は別表の2の要件類別6の要件欄の1を、⑫の(3)の事業は同要件欄の2を満たすこととし、そのいずれかの場合に限り実施することができるものとする。

ア～オ 【略】

カ 別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の別表3に定める農業者又は農業者の組織する団体とは、基盤整備地区に係る担い手であって、かつ、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(ア) 品目別経営安定対策の対象者

(イ) 一定規模（都府県にあっては4ha、北海道にあっては10ha）以上の経営等農用地を集積するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(ウ) 事業実施地区に係る市町村の基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守する認定農業者

(エ) 特定農業者等（平成18年4月3日農林水産省告示第525号（農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項及び第4項の農林水産大臣が定める基準等を定める件）第1号のハに規定する基準に適合する農業者の組織する団体をいう。）であって、7ha（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に規定する地域にあっては4ha）以上の経営等農用地を集積する者

(オ) その他市町村長が特に認める担い手

キ カの(ア)の「品目別経営安定対策の対象者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号）第19条第2号の要件を満たす者及び同規則第43条第2号の要件を満たす者をいう。

ク カの(イ)及び(ウ)の「対象農地を農地として利用」とは、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、農地法第32条の規定による農業委員会からの通知を受け、かつ、同法第33条第1項の期限内に農業上の利用に関する計画を届けなかった場合における当該通知に係る農地等がないことをいう。

ケ カの(イ)及び(ウ)の「国が定める環境規範」とは、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）の別添1の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」をいう。

コ 本事業の使途基準は、第11の1の(4)に準ずるものとする。

サ 別表の2の要件類別6の要件欄の2の(1)の別表の3に定める集積団地要件とは、同一の担い手の経営等農用地であって北海道では1.5ha、都府県では1ha以上のまとまりを有するものをいう。

また、2つ以上の農用地においてまとまりを構成するとは、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合をいう。

- (ア) 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの
- (イ) 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの
- (ウ) 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの
- (エ) 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの
- (オ) 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの
- (カ) その他、本事業趣旨に照らして実施主体が適当であると認めるもの

(3) 高度土地利用調整支援を生産基盤整備事業等（別表の2の要件類別6の要件欄の1の(1)に規定する生産基盤整備事業等をいう。以下この要件類別において同じ。）の完了後も行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実と見込まれること。ただし、2の(1)の場合には、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地のうち集積団地要件を満たす農用地の面積の割合が当該事業完了時から3.5ポイント増加することが見込まれること。

(4) 【略】

(5) 【略】

(6) 高度経営体集積促進支援は、次によるものとする。

ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手の経営等農用地面積を除いた面積に対する提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となること。

イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の利用集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。

エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

- (ア) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあっては、0.020
- (イ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあっては、0.025
- (ウ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあっては、0.030
- (エ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあっては、0.035

- (オ) 中心経営体集積率が75%以上の場合にあつては、0.075
- (カ) 【削除】
- (キ) 【削除】
- (7) 【削る】
- (7) 耕地利用高度化推進支援は、次によるものとする。
- ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までとする。
- イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。
- (8) 本要件類別の事業メニュー⑫の(5)から(6)までに該当する事業は、別表の2の要件類別6の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。
- ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。
- イ 基盤整備地区において、整備基本構想が定められており、かつ、市町村が耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この要件類別において「整備計画」という。）を作成していること。
- ウ 耕作放棄地等（本別表の要件類別欄6の要件等欄の2の（5）に規定する農地をいう。）について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。
- (9) 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援は、次によるものとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援のうち「ウ 技術支援」及び「エ 営農支援」については、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に対して実施するものとする。
- イ 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度までとする。
- ウ 助成は、エに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に耕作放棄地解消支援の実施年数を乗じた額とする。
- (7) 60ha未満の場合にあつては、1,500千円
- (イ) 60ha以上200ha未満の場合にあつては、2,000千円
- (ウ) 200ha以上の場合にあつては、4,000千円
- (10) 耕作放棄地集約化促進支援は、次によるものとする。
- ア 耕作放棄地集約化率（生産基盤整備事業等の受益面積に占める担い手に集約化（前記の（2）のキに規定する集約化団地要件を満たすものをいう。）される耕作放棄地の割合をいう。）が4%以上となること。
- イ 本事業の実施に当たっては、耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- ウ 計画主体は、耕作放棄地集約化率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて確認することとし、耕作放棄地集約化促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
- エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- (7) 耕作放棄地集約化面積が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020
- (イ) 耕作放棄地集約化面積が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030
- (ウ) 耕作放棄地集約化面積が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040
- (エ) 耕作放棄地集約化面積が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050
- (オ) 耕作放棄地集約化面積が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060

- (オ) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040
- (カ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045
- (キ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050
- (7) 高度経営体面的集積促進支援は、次によるものとする。
- ア 提出時点における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手農地面的集積面積を除いた面積に対する、提出時点から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地のうち、集積団地要件を満たす農用地の面積の割合（以下この要件類別において「高度経営体面的集積向上率」という。）が15%以上となること。
- イ 本事業の実施に当たっては、高度経営体の育成及び高度経営体への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- ウ 計画主体は、アに規定する高度経営体面的集積向上率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までのいずれかの年度において確認することとし、高度経営体面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
- エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- (7) 高度経営体面的集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.020
- (イ) 高度経営体面的集積向上率が20%以上27.5%未満の場合にあつては、0.030
- (ウ) 高度経営体面的集積向上率が27.5%以上35%未満の場合にあつては、0.040
- (エ) 高度経営体面的集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.050
- (オ) 高度経営体面的集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.060
- (カ) 高度経営体面的集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.070
- (キ) 高度経営体面的集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.075
- (8) 耕地利用高度化推進支援は、次によるものとする。
- ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までとする。
- イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から促進計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。
- (9) 本要件類別の事業メニュー⑫の(5)から(6)までに該当する事業は、別表の2の要件類別6の要件欄の3の要件のほか、次のアからウまで及び(10)から(13)までによるものとする。
- ア 基盤整備地区の全部又は一部を含む市町村について、基本構想が定められている又は定めることが見込まれること。
- イ 基盤整備地区において、整備基本構想が定められており、かつ、市町村が耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知）第5の1に規定する遊休農地利用増進土地改良整備計画（以下この要件類別において「整備計画」という。）を作成していること。
- ウ 耕作放棄地等（本別表の要件類別欄6の要件等欄の2の（5）に規定する農地をいう。）について、関係機関との連携に基づき、長期にわたり利用増進が図られると見込まれること。
- (10) 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援は、次によるものとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の(5)の耕作放棄地解消支援のうち「ウ 技術支援」及び「エ 営農支援」については、土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に対して実施するものとする。
- イ 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から整備計画に定める目標年度までとする。
- ウ 助成は、エに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
- エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の受益面積ごとに区分する次の基準額に耕作放棄地解消支援の実施年数を乗じた額とする。
- (7) 60ha未満の場合にあつては、1,500千円
- (イ) 60ha以上200ha未満の場合にあつては、2,000千円
- (ウ) 200ha以上の場合にあつては、4,000千円
- (11) 耕作放棄地面的集積促進支援は、次によるものとする。
- ア 耕作放棄地面的集積率（生産基盤整備事業等の受益面積に占める担い手に面的集積（本別表の要件類別欄8の要件等欄の4の要件の（2）のサに規定する集積団地要件を満たすものをいう。）される耕作放棄地の割合をいう。）が4%以上となること。
- イ 本事業の実施に当たっては、耕作放棄地の解消・発生防止及び担い手への農地の面的集積の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。
- ウ 計画主体は、耕作放棄地面的集積率を、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて確認することとし、耕作放棄地面的集積促進支援の助成は、エに定める限度額の範囲内において、当該確認を行った年度の翌年度又は翌年度及び翌々年度の2箇年度に分けて行うものとする。
- エ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。
- (7) 耕作放棄地面的集積面積が4%以上5%未満の場合にあつては、0.020
- (イ) 耕作放棄地面的集積面積が5%以上6%未満の場合にあつては、0.030
- (ウ) 耕作放棄地面的集積面積が6%以上7%未満の場合にあつては、0.040
- (エ) 耕作放棄地面的集積面積が7%以上8%未満の場合にあつては、0.050
- (オ) 耕作放棄地面的集積面積が8%以上9%未満の場合にあつては、0.060

- (カ) 耕作放棄地集約化面積が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070
(キ) 耕作放棄地集約化面積が10%以上の場合にあつては、0.075
(11) 耕作放棄地活用推進支援は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。
(12) 耕作放棄地活用推進支援は、次によるものとする。
ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までとする。
イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。

(14) 【削る】

- (カ) 耕作放棄地面的集積面積が9%以上10%未満の場合にあつては、0.070
(キ) 耕作放棄地面的集積面積が10%以上の場合にあつては、0.075
(12) 耕作放棄地活用推進支援は、整備基本構想の範囲内で実施するものとする。
(13) 耕作放棄地活用推進支援は、次によるものとする。
ア 実施期間は、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までとする。
イ 助成は、ウに定める限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から整備計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。
ウ 助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費の2%に相当する額とする。

(14) その他

ア 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成16年度までに採択された農地等高度利用促進事業の基盤整備事業の担い手育成型の地区、平成18年度までに元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16農振第2364号農林水産事務次官依命通知。以下この要件類別において「元気交付金実施要綱」という。）の第3の3の(4)に基づき承認を受けた元気な地域づくり計画の基盤整備地区（元気交付金実施要綱別紙の2のメニュー欄の8の(3)農業経営高度化支援の要件欄の1の(1)に規定する基盤整備地区をいう。）又は平成19年度以降に農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）の第4の2に基づき決定された交付金の交付対象となる活性化計画の基盤整備地区（別表の2の要件類別6の要件欄の1に規定する基盤整備地区をいう。）であつて、別表の2の要件類別6の要件欄の1の(2)のアのアクションプログラムが作成されていないものについては、同欄の1の(2)のアを「認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、地域農業マスタープラン（経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する計画等をいう。）に定める目標割合以上となること。」と読み替えるものとする。

イ 元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー」欄の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施し、又は平成18年度以降に都道府県が国の助成を受けずに生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施する場合にあつては、(1)のウの規定を、「交付対象計画の決定時とは、元気な地域づくり交付金実施要綱の一部改正について（平成18年4月3日付け17農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の改正前の元気な地域づくり交付金実施要綱の別紙の1の「メニュー欄」の6の農地基盤整備推進対策活動促進支援又は10の土地利用調整支援を生産基盤整備事業等の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、農地基盤整備推進対策活動支援又は土地利用調整支援の採択時とする。」と読み替えるものとする。

ウ 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成14年度までに採択された基盤整備事業の担い手育成型の地区であつて、高度化支援を実施するものについては、別表の2の要件類別6の要件欄の1の(3)の「市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に定める目標年度」を「市町村が作成する農業農村活性化計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。

エ ウの地区については、(6)のアに規定する「20%」を「5%」と読み替えることとする。

オ ウの地区については、(6)のエの規定にかかわらず、高度経営体集積促進支援の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費に以下の助成割合を乗じた額とする。

- (7) 高度経営体集積向上率が5%以上10%未満の場合にあつては、0.005
(イ) 高度経営体集積向上率が10%以上15%未満の場合にあつては、0.010
(ウ) 高度経営体集積向上率が15%以上20%未満の場合にあつては、0.015
(エ) 高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合にあつては、0.020
(オ) 高度経営体集積向上率が25%以上30%未満の場合にあつては、0.025
(カ) 高度経営体集積向上率が30%以上35%未満の場合にあつては、0.030
(キ) 高度経営体集積向上率が35%以上40%未満の場合にあつては、0.035
(ク) 高度経営体集積向上率が40%以上45%未満の場合にあつては、0.040
(ケ) 高度経営体集積向上率が45%以上50%未満の場合にあつては、0.045
(コ) 高度経営体集積向上率が50%以上の場合にあつては、0.050

カ ウの地区については、(4)のア及びイ、(5)のア及びイ、(6)のウ、(8)のア及びイに規定する「促進計画に定める目標年度」を「促進計画に定める目標年度から3年度目」と読み替えるものとする。

キ 経営体育成促進事業実施要綱の一部改正について（平成17年4月1日付け16農振第2015号農村振興局長知）による改正前の経営体育成促進事業実施要綱の第2、第3、第4、第5又は第6に規定する事業を平成16年度までに実施し、かつ、同要綱の第9の1の(2)の報告を平成19年度以降に行うこととしていた地区については、同要綱の第9の1の(2)の規定はなお従前の例による。

7 1 事業内容
本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑬地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑬地形図作成	農地整備事業等（別表の2の要件類別9の要件欄の1の農地整備事業等をいう。）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤区画整理を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工の <u>全ての</u> 部門にわたって基本となるべき <u>地形図の地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化</u>

2 【略】

8 1 【略】

事業メニュー		事業の内容
【略】		【略】
(2) 【略】		【略】
(3) 【略】	【略】	【略】
(4) 交換分合	【略】	【略】
	第1年度	【略】
		【略】
		(農地売買等事業関連業務の) <u>農地中間管理機構</u> の保有する農用地の育成すべき経営体への集積に関する方針の策定
	【略】	【略】
	【略】	【略】
第2年度	【略】	【略】
第3年度	【略】	【略】
(5) 交換分合 附帯農道等整備	【略】	【略】
	<u>暗渠</u> 排水事業	農用地につき行う <u>暗渠</u> の新設又は変更
	【略】	【略】

7 1 事業内容
本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑬地形図作成の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
基盤整備 ⑬地形図作成	農地整備事業等（別表の2の要件類別7の要件欄の1の農地整備事業等をいう。 <u>以下この要件類別において同じ。</u> ）又は別表の1の事業メニュー欄の⑤区画整理（ <u>この要件類別において「基盤整備事業」という。</u> ）を行う予定の地区における調査、計画、換地作業及び施工の <u>すべての</u> 部門にわたって基本となるべき地形図（ <u>以下単に「地形図」という。</u> ）の作成 <u>なお、地形図とは、</u> 地区全体にわたる縮尺1/1,000以上の航空測量（高低測量に係る地上測量を含む。）及び図化とする。

2 【略】

8 1 【略】

事業メニュー		事業の内容
【略】		【略】
(2) 【略】		【略】
(3) 【略】	【略】	【略】
(4) 交換分合	【略】	【略】
	第1年度	【略】
		【略】
		(農地保有合理化関連業務の) <u>農地保有合理化法人</u> の保有する農用地の育成すべき経営体への集積に関する方針の策定
	【略】	【略】
	【略】	【略】
第2年度	【略】	【略】
第3年度	【略】	【略】
(5) 交換分合 附帯農道等整備	【略】	【略】
	<u>暗きよ</u> 排水事業	農用地につき行う <u>暗きよ</u> の新設又は変更
	【略】	【略】

【略】	【略】	【略】
(2) 交換分合 付帯農道等整 備	【略】	【略】
	暗渠排水事業	農用地につき行う暗渠の新設又は変更
【略】	【略】	【略】

(注1) 【略】
(注2) 【略】

2 要件

(1)～(2) 【略】

(3) 次のアからオまでを実施する場合の対象地区は、それぞれに定める要件を満たす地区とする。

ア～エ 【略】

オ 交換分合付帯農道等整備

(ア) 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資するものであること。

(イ) 耕作放棄地復元事業を行う農用地については、市町村が作成する人・農地プランで耕作放棄地を解消することとして位置付けられた地域であること。

(ウ) 【略】

(4) **農地売買等事業関連業務**（交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）を実施する場合は、別表の2の要件類別10の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。

ア **農地売買等事業関連業務**

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、育成すべき経営体の経営規模の拡大が図られること。

イ 【略】

(5) 【略】

(6) 本要件類別に該当する事業の実施にあたっては、以下の目標を達成するよう努めるものとする。

ア 集団化率はおおむね40%以上を目標とするものとする。ただし、以下の業務等を実施する場合にあっては、それぞれに定める率を目標とするものとする。

(イ) **農地売買等事業関連業務**を実施する場合にあっては、経営規模拡大率がおおむね20%以上

(ウ)・(エ) 【略】

イ～エ 【略】

オ ア及びイについて、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(ア) 換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務を実施する場合。なお、この場合にあっては、交換分合計画との調整又は反映により作成又は変更された換地計画原案の集団化率がおおむね40%以上となることを目標とするものとする。

(イ) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下この要件類別において「ガイドライン」という。）第13の3の(5)の計画をいう。）の策定又は変更に併せて、土地利用秩序形成業務（交換分合実施要領の第3の2の(1)に規定する業務をいう。）を、当該計画の対象となる農業集落の区域のうち次に掲げる区域において実施する場合

a 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの（ガイドライン第13の1の(5)の③に規定する土地をいう。）の区域以外の農用地保全区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する農用地保全区域をいう。）

b 非農用地予定区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する非農用地予定区域をいう。）

(7)～(9) 【略】

9 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備	

【略】	【略】	【略】
(2) 交換分合 付帯農道等整 備	【略】	【略】
	暗きよ排水事業	農用地につき行う暗きよの新設又は変更
【略】	【略】	【略】

(注1) 【略】
(注2) 【略】

2 要件

(1)～(2) 【略】

(3) 次のアからオまでを実施する場合の対象地区は、それぞれに定める要件を満たす地区とする。

ア～エ 【略】

オ 交換分合付帯農道等整備

(ア) 交換分合と一体の計画の下で実施することにより、農用地の集団化及び効率的利用に資するものであること。

(イ) 耕作放棄地復元事業を行う農用地については、耕作放棄地解消支援ガイドラインの策定について(平成20年4月15日付け19農振第2126号農村振興局長通知)に基づき市町村が策定する耕作放棄地解消計画に位置づけられていること。

(ウ) 【略】

(4) **農地保有合理化関連業務**（交換分合実施要領第3の2の(2)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）及び換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務（交換分合実施要領の第3の2の(4)に規定する業務をいう。以下この要件類別において同じ。）を実施する場合は、別表の2の要件類別8の要件欄の要件に代えて、次によるものとする。

ア **農地保有合理化関連業務**

受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、育成すべき経営体の経営規模の拡大が図られること。

イ 【略】

(5) 【略】

(6) 本要件類別に該当する事業の実施にあたっては、以下の目標を達成するよう努めるものとする。

ア 集団化率はおおむね40%以上を目標とするものとする。ただし、以下の業務等を実施する場合にあっては、それぞれに定める率を目標とするものとする。

(イ) **農地保有合理化関連業務**を実施する場合にあっては、経営規模拡大率がおおむね20%以上

(ウ)・(エ) 【略】

イ～エ 【略】

オ ア及びイについて、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

(ア) 換地計画を定める土地改良事業を施行する地域と併せて隣接地等と一体的に農用地等の集団化を行う換地処分併せ業務を実施する場合。なお、この場合にあっては、交換分合計画との調整又は反映により作成又は変更された換地計画原案の集団化率がおおむね40%以上となることを目標とするものとする。

(イ) 市町村の条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「ガイドライン」という。）第13の3の(5)の計画をいう。）の策定又は変更に併せて、土地利用秩序形成業務（交換分合実施要領の第3の2の(1)に規定する業務をいう。）を、当該計画の対象となる農業集落の区域のうち次に掲げる区域において実施する場合

a 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地のうち、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成の観点から確保することが必要なもの（ガイドライン第13の1の(5)の③に規定する土地をいう。）の区域以外の農用地保全区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する農用地保全区域をいう。）

b 非農用地予定区域（ガイドライン第13の3の(5)の②に規定する非農用地予定区域をいう。）

(7)～(9) 【略】

9 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備	

⑤小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 暗渠 排水工、客土工、床締め及び土留工
(2)～(5) 【略】	【略】
【略】	【略】

2 【略】

10 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ⑤産地振興追加補完整備 (1)～(3) 【略】 (4)暗渠排水 (5～(13) 【略】	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 【略】 暗渠 の新設又は変更 【略】
【略】	【略】

2～3 【略】

4 要件

(1) 【略】

(2) 事業メニュー欄の⑤産地振興追加補完整備のうち (1) から (8) までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。

ア 土地改良施設及び営農用水施設（以下「この要件類別において」土地改良施設等」という。）に対する追加的な整備

イ 土地改良施設等の機能を補完するための整備

ウ 土地改良施設等を利用した整備

エ 土地改良施設等の機能向上を伴う更新整備

オ 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備

カ 不要施設の廃止

キ 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）

(3)～(6) 【略】

(7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、⑨高生産性農業用機械施設、⑩農林水産物処理加工施設及び⑪農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか（以下「この要件類別において」基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

(8)～(10) 【略】

11 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備 ⑦小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】 (3)暗渠排水 (4)～(8) 【略】	【略】 暗渠 の新設又は変更 【略】

2～3 【略】

12 1～3 【略】

⑤小規模農林地等保全整備 (1)農地の整備	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 暗きよ 排水工、客土工、床締め及び土留工
(2)～(5) 【略】	【略】
【略】	【略】

2 【略】

10 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
農地等補完保全整備 ⑤産地振興追加補完整備 (1)～(3) 【略】 (4)暗きよ排水 (5～(13) 【略】	既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な次の整備等とする。 【略】 暗きよ の新設又は変更 【略】
【略】	【略】

2～3 【略】

4 要件

(1) 【略】

(2) 事業メニュー欄の⑤産地振興追加補完整備のうち (1) から (8) までについては、以下のアからキまでのいずれかに該当するものであることが必要である。

ア 土地改良施設及び営農用水施設（以下「土地改良施設等」という。）に対する追加的な整備

イ 土地改良施設等の機能を補完するための整備

ウ 土地改良施設等を利用した整備

エ 土地改良施設等の機能向上を伴う更新整備

オ 基盤整備事業により整備された農用地の整備水準を向上・回復させる整備

カ 不要施設の廃止

キ 水田の畑地化整備（実需者連携型のみ）

(3)～(6) 【略】

(7) 1の表の事業メニュー欄の(9)から(11)まで、⑨高生産性農業用機械施設、⑩農林水産物処理加工施設及び⑪農林水産物集出荷貯蔵施設は、同表の事業メニュー欄の(1)から(8)までのいずれか（以下「基幹メニュー」という。）と併せて行うものとする。ただし、実需者連携型においては、他の土地改良事業の実施（実施区域、実施時期からみて本事業と密接な関連性を有するものに限る。）をもって基幹メニューの実施とみなすことができる。

(8)～(10) 【略】

11 1 事業内容
【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備 ⑦小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】 (3)暗きよ排水 (4)～(8) 【略】	【略】 完全暗きよ の新設又は変更 【略】

2～3 【略】

12 1～3 【略】

4 要件

- (1) 別表の2の要件類別12の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
ア 要件類別13の要件等欄の3に準ずるものとする。
イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊸地域連携販売力強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
 (2) 【略】
 (3) 【削る】

13 【略】

14 1～2 【略】

- 3 要件
 (1) 別表の2の要件類別14の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
ア 要件類別13の要件等欄の3に準ずるものとする。
イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊸木材利活用促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
 (2) 【略】

15 1 【略】

- 2 要件
 別表の2の要件類別15の要件欄の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

16 1 【略】

- 2 要件
 別表の2の要件類別16の要件欄の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

17 1 【略】

- 2 要件
 (1) 別表の2の要件類別17の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
ア 要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。
イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊸都市農山漁村総合交流促進施設、㊸地域資源活用交流促進施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。

18 【略】

19 1 事業内容
 【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】 (3)暗渠排水 (4)～(9) 【略】	【略】 暗渠の新設又は変更 【略】

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別19の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。

4 要件

- (1) 別表の2の要件類別12の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。
 (2) 【略】
 (3) 1の表の事業メニュー欄㊸自然・資源活用施設については、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電する場合は、補助金の交付対象としない。但し、都道府県又は市町村が事業実施主体となり、かつ当該施設の管理運営を行う場合、及び土地改良区が当該施設の管理運営を行う場合にあってはこの限りではない。

13 【略】

14 1～2 【略】

- 3 要件
 (1) 別表の2の要件類別14の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。
 (2) 【略】

15 1 【略】

- 2 要件
 別表の2の要件類別15の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

16 1 【略】

- 2 要件
 別表の2の要件類別16の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

17 1 【略】

- 2 要件
 (1) 別表の2の要件類別17の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

18 【略】

19 1 事業内容
 【略】

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】
農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1)～(2) 【略】 (3)暗き上排水 (4)～(9) 【略】	【略】 完全暗き上の新設又は変更 【略】

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別19の要件欄の1の別表の3に定めるものとは、要件類別11の要件等欄の3に準ずるものとする。

	<p><u>ア 要件類別 1 1 の要件等欄の 3 に準ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊸廃校・廃屋等改修交流施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。</u></p>								
2 0	<p>1 事業内容</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】</td> <td>区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、<u>暗渠</u>排水工、客土工、床締め及び土留工</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 要件</p> <p>(1) 別表の 2 の要件類別 2 0 の要件欄の 1 の別表の 3 に定めるものとは、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 要件類別 1 1 の要件等欄の 3 に準ずるものとする。</u></p> <p><u>イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に㊹交流活動基盤施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) 【略】</p>	事業メニュー	事業の内容	【略】	【略】	農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 <u>暗渠</u> 排水工、客土工、床締め及び土留工	【略】	【略】
事業メニュー	事業の内容								
【略】	【略】								
農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 <u>暗渠</u> 排水工、客土工、床締め及び土留工								
【略】	【略】								
2 1 ～ 2 2	【略】								
2 3	<p>1 【略】</p> <p><u>2 【削る】</u></p>								
2 4	【略】								
2 5	<p>1 【略】</p> <p>2 要件</p> <p><u>別表の 2 の要件類別 2 5 の要件欄の 4 のその他別表の 3 に定める要件とは、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(3) 【略】</p>								
2 6	<p>1 【略】</p> <p>2 要件</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>別表の 2 の要件類別 2 6 の要件欄の 2 のその他別表の 3 に定める要件とは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 海洋深層水体験施設は、次の条件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>(ア) 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ、体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。</u></p> <p><u>(イ) 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。</u></p> <p><u>(ウ) 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。</u></p>								

	<p><u>る。</u></p>								
2 0	<p>1 事業内容</p> <p>【略】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業メニュー</th> <th>事業の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】</td> <td>区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、<u>暗きよ</u>排水工、客土工、床締め及び土留工</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 要件</p> <p>(1) 別表の 2 の要件類別 2 0 の要件欄の 1 の別表の 3 に定めるものとは、<u>要件類別 1 1 の要件等欄の 3 に準ずるものとする。</u></p> <p>(2)～(3) 【略】</p>	事業メニュー	事業の内容	【略】	【略】	農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 <u>暗きよ</u> 排水工、客土工、床締め及び土留工	【略】	【略】
事業メニュー	事業の内容								
【略】	【略】								
農地等補完保全整備 ㊸小規模農林地等保全整備 (1) 農地の簡易な整備 (2)～(6) 【略】	区画整理、耐久性畦畔工、法面保護・補修、湧水処理、 <u>暗きよ</u> 排水工、客土工、床締め及び土留工								
【略】	【略】								
2 1 ～ 2 2	【略】								
2 3	<p>1 【略】</p> <p><u>2 要件</u></p> <p><u>1 の表の事業メニュー欄㊺自然・資源活用施設のうち、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電する場合は、補助金の交付対象としない。但し、都道府県又は市町村が事業実施主体となり、かつ当該施設の管理運営を行う場合にあってはこの限りではない。</u></p>								
2 4	【略】								
2 5	<p>1 【略】</p> <p>2 要件</p> <p>(1)～(3) 【略】</p>								
2 6	<p>1 【略】</p> <p>2 要件</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 海洋深層水体験施設は、次の条件を全て満たすものとする。</p> <p><u>ア 引率・指導するインストラクターが常駐し、かつ、体験プログラムが策定され、それに基づいてのみ体験が可能であること。</u></p> <p><u>イ 水産利用を主目的として整備された海洋深層水取水施設があり、当該施設より直接海洋深層水の入手が可能であること。</u></p> <p><u>ウ 当該漁村の振興及び水産業の発展に資する施設であること。</u></p>								

- イ 1の表の事業メニュー欄の④農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- ウ 1の表の事業メニュー欄の⑥自然・資源活用施設の事業の内容欄のア及びイの施設については、水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のアの実施要件欄に掲げる施設とする。
- エ 1の表の事業メニュー欄の⑦景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

27 1 事業内容
本要件類別に該当する事業内容は、農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等して住みよい環境づくりを推進するために必要な施設等の整備とし、別表の1の要件類別欄に27が掲げられる事業メニューごとに次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農山漁村定住促進施設 ⑤農山漁村定住促進施設	新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下 <u>この要件類別において「定住希望者」という。</u> ）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの付帯施設の整備
<u>地域住民活動支援促進施設</u> ⑨集落拠点強化施設	<u>農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点づくりに必要となる施設及びこれらの付帯施設の整備等</u>

2 要件

- (1) 別表の2の要件類別27の要件欄の1の別表の2に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 要件類別11の要件欄の3に準ずるものとする。
- イ 一部に五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域の住民等が主な受益者又は利用者等となるものであって、その地域の活性化を図る観点と施設の利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に⑨集落拠点強化施設を整備することが適当であると計画主体が認める場合にあっては、市町村の単位を対象とすることができるものとする。
- (2) 別表の2の要件類別27の要件欄の2の別表の3に定めるものとは、次のとおりとする。
- ア 1の表の事業メニュー欄の⑤農山漁村定住促進施設については、次の要件を全て満たすものとする。
- (7) 当該施設については、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たな農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
なお、被災者等を支援することを目的として、被災者等に貸し付ける場合にあっては、最長5年間の期間を設定するものとする。
- イ 1の表の事業メニュー欄の⑨集落拠点強化施設については、以下のとおりとする。
- (7) ⑨集落拠点強化施設については、空き家・廃校等の地域資源を活用するとともに、地域の核となる施設とするため、福祉・教育・観光等と連携し、二以上の機能を有するものとする。
- (4) ⑨集落拠点強化施設は、原則として集落拠点強化施設の受益地内にある既存施設及び設備（以下この要件類別において「既存施設等」という。）を廃止、統合、移転、移築、更新のいずれかを伴う再編（以下この要件類別において「再編」という。）を行うものとする。ただし、既存施設等の廃止のみをもって再編とすることはできない。
- (7) 既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む。）は、集落拠点強化施設として整備する場合に限るものとする。
なお、補助施設の移転又は移築については、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれることを条件とする。
- (エ) ⑨集落拠点強化施設に係る既存施設等の更新については、次の要件を全て満たすものとする。
- ① 既存施設等の更新等を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること。
- ② 更新する既存施設等は、集落拠点強化施設としての機能を補完又は分担するものであること。
- ③ 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること。
- (オ) 補助施設において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に規定する財産処分等に該当する場合は、同法及び補助施設に関する国庫補助事業の通知に基づく所要の手続きを行うものとする。

- (3) 1の表の事業メニュー欄の④農山漁村体験施設は、宿泊のみを対象とするものは交付の対象としない。
また、当該漁村の所在市町村以外の地方公共団体が漁村滞在施設を整備する場合は、当該所在市町村と十分な調整を図ること。
- (4) 1の表の事業メニュー欄の⑥自然・資源活用施設の事業の内容欄のイのコージェネレーションシステム、バイオマス発電、廃棄物発電等の省エネ化を推進するための施設における電力の供給対象とする施設については、別表の1の事業メニュー欄及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2630号水産庁長官通知）別表5の（2）のアの実施要件欄に掲げる施設とする。
- (5) 1の表の事業メニュー欄の⑦景観・生態系保全整備の事業の内容欄のアの施設は、地方単独事業等（国の負担又は補助を得ないで実施する事業をいう。）のソフト事業（施設等を整備する事業以外のものをいう。）と一体的に実施するものとする。ただし、景観法（平成16年法律110号）第8条第2項に規定する景観計画区域及び同法第61条に規定する景観地区においてはこの限りでない。

27 1 事業内容
本要件類別に該当する別表の1の事業メニュー欄の⑤農山漁村定住促進施設の事業内容は、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
農山漁村定住促進施設 ⑤農山漁村定住促進施設	新たに農林漁業または農林漁業関係の地場産業等に従事し地域に定住しようとする者（以下「定住希望者」という。）が地域に定住するまでの一定期間、生活拠点とするための空き家等荒廃家屋を活用した施設及びこれらの付帯施設の整備
<u>【新設】</u>	<u>【新設】</u>

2 要件

- 事業の実施に当たっては、定住希望者3人以上が受益者となるように当該施設の貸付期間を設定するなど、同一の定住希望者が当該施設を使用し続けることがないようにすること。
なお、被災者等を支援することを目的として、被災者等に貸し付ける場合にあっては、最長5年間の期間を設定するものとする。

(カ) 計画主体は、本事業の実施に当たって総務省、国土交通省、厚生労働省に係る事業等との連携に配慮するものとともに、関係部局（農林水産担当部局、総務担当部局、厚生担当部局、教育委員会等）からなる推進体制の整備に努めるものとする。

28 1 【略】

2 事業実施主体
事業実施主体は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を行う認定事業者でなければならない。

3 要件
別表2の要件類別28の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。
(1) 第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合には、認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。
(2) 【略】

29 1 事業内容
【略】

2 要件
別表2の要件類別29の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。
(2) 【削る】

30 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地（以下この要件類別において「無許可転用農地」という。）について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合に必要土地の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】

2 要件
別表の2の要件類別30の要件欄の3の別表に定める要件とは、次のとおりとする。
(1) 無許可転用農地について、農地法第51条第3項第2号に該当するとして、事業実施主体が自ら同条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合であって、同項に規定する違反転用者等（以下この要件類別において「違反転用者等」という。）を確認することができないため、当該原状回復等の措置を講じた後遅滞なく当該原状回復等の措置に要する費用を徴収することが見込めない場合であること。
(2)～(3) 【略】

31 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、次のとおりとする。
(1) 融資主体型支援
主として融資機関から行われる融資（以下この要件類別において「農山漁村活性化融資」という。）を活用し、次表の事業の内容欄に記載されている機械施設の導入（以下この要件類別において「整備事業」という。）を行う場合において、当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分についての助成
(2) 追加的信用供与支援
(1)の融資主体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下この要件類別において「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補

28 1 【略】

2 事業実施主体
事業実施主体は、生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総食第1050号農林水産省総合食料局長通知）第5の1に基づく事前確認を受けて適当と認められた生産製造連携事業計画（案）（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第3条第1項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成21年農林水産省告示第1112号）の公表前に適当と認められたものに限る。以下「事前確認済み計画（案）」という。）に従って事業を行う連携事業者又は同法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定計画」という。）に従って事業を行う認定事業者でなければならない。

3 要件
(1) 別表の2の要件類別28の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、第2の4の計画主体が指定した者である民間事業者が本要件類別に該当する事業を実施する場合には、事前確認済み計画（案）又は認定計画の対象とする生産者の水田面積がおおむね5ha以上であることとする。
(2) 【略】

29 1 事業内容
【略】

2 要件
別表2の要件類別29の要件欄の2の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。
(1) 地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画が定められているとともに、整備する施設が当該計画に位置付けられていること及び施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとする。また、設定した当該目標の達成状況については、実施要領第8に定める事後評価の実施の際に評価を行うこととする。
(2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電する場合は、補助金の交付対象としない。但し、都道府県又は市町村が事業実施主体となり、かつ当該施設の管理運営を行う場合、及び土地改良区が当該施設の管理運営を行う場合にあってはこの限りではない。

30 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地（以下「無許可転用農地」という。）について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合に必要土地の整備とし、次表の事業の内容欄に記載されているとおりとする。

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】

2 要件
別表の2の要件類別30の要件欄の3の別表に定める要件とは、次のとおりとする。
(1) 無許可転用農地について、農地法第51条第3項第2号に該当するとして、事業実施主体が自ら同条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずる場合であって、同項に規定する違反転用者等（以下「違反転用者等」という。）を確認することができないため、当該原状回復等の措置を講じた後遅滞なく当該原状回復等の措置に要する費用を徴収することが見込めない場合であること。
(2)～(3) 【略】

31 1 事業内容
本要件類別に該当する事業の内容は、次のとおりとする。
(1) 融資主体型支援
主として融資機関から行われる融資（以下「農山漁村活性化融資」という。）を活用し、次表の事業の内容欄に記載されている機械施設の導入（以下「整備事業」という。）を行う場合において、当該整備事業に係る経費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分についての助成
(2) 追加的信用供与支援
(1)の融資主体型支援が実施されている場合に農山漁村活性化融資に係る保証を行う農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、当該保証付融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんに充てるための経

てんに充てるための経費についての助成

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】

2 基本国費率

別表の2の要件類別3-1の基本国費率欄の別表の3に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

(1) 融資主体型支援

ア 事業実施主体毎の交付率は3/10以内とし、助成対象者の整備内容ごとの助成金の額を合計した額を交付するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容ごとの助成金の額は、当該整備事業に要する費用（以下この要件類別において「整備事業費」という。）に3/10を乗じて得た額とする。ただし、整備事業費に占める融資の割合（以下この要件類別において「融資率」という。）が7割を超えるものにあつては、整備事業費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分とする。

(2) 【略】

3 【略】

4 要件

別表の2の要件類別3-1の要件欄の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

(1)～(2) 【略】

(3) 追加的信用供与支援

事業実施主体は、農山漁村活性化融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 【略】

イ 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下この要件類別において「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

ウ 農山漁村活性化融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下この要件類別において「信用基金」という。）の保険に付するものであること。

エ～カ 【略】

費についての助成

事業メニュー	事業の内容
【略】	【略】

2 基本国費率

別表の2の要件類別3-1の基本国費率欄の別表の3に定める場合及びその定める率とは、次のとおりとする。

(1) 融資主体型支援

ア 事業実施主体毎の交付率は3/10以内とし、助成対象者の整備内容ごとの助成金の額を合計した額を交付するものとする。

イ 事業実施主体が助成対象者に交付する整備内容ごとの助成金の額は、当該整備事業に要する費用（以下「整備事業費」という。）に3/10を乗じて得た額とする。ただし、整備事業費に占める融資の割合（以下「融資率」という。）が7割を超えるものにあつては、整備事業費から農山漁村活性化融資の額を除いた自己負担部分とする。

(2) 【略】

3 【略】

4 要件

別表の2の要件類別3-1の要件欄の別表の3に定める要件とは、次のとおりとする。

(1)～(2) 【略】

(3) 追加的信用供与支援

事業実施主体は、農山漁村活性化融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会を対象として助成を行うことができるものとする。

ア 【略】

イ 融資機関（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下この要件類別において「保証保険法」という。）第2条第2項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第8条第1項第1号及び第2号に掲げる資金の融資を広く保証対象とすること。

ウ 農山漁村活性化融資に係る保証を行う場合には独立行政法人農林漁業信用基金（以下この要件類別において「信用基金」という。）の保険に付するものであること。

エ～カ 【略】

(参考様式1)

【略】

(参考様式2)

項目	チェック欄	判断根拠
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱について（平成24年1月16日付け23農振第2183号農林水産省農村振興局長通知。以下「事業の取扱」という。）に定める基準を満たしているか		
土木・建築構造物等の施行にあつては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工時における検査体制が確保される見通しはあるか		

(参考様式1)

【略】

(参考様式2)

項目	チェック欄	判断根拠
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業の取扱について（平成24年1月16日付け23農振第2183号農林水産省農村振興局長通知。以下「事業の取扱」という。）に定める基準を満たしているか		
【新設】		

<u>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第38号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</u>		
【略】		

（参考様式3）
【略】

<u>【新設】</u>		
【略】		

（参考様式3）
【略】

附 則
この通知は、平成26年4月1日から施行する。